

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全上支障がない構造方法を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十一の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全上支障のない構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の七第四号の規定を適用しないことにつき安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーター（以下「一定のエレベーター」という。）の構造方法は、次のいずれかに該当するものであること。

- 一 かがよ又は昇降路の出入口の戸が下げ戸又は上下戸である場合であって、戸の上端に作用する荷重によって当該部分に安全上の支障となる損傷が生じないものである場合においては、出入口の床先とかごの床先との水平距離から当該戸の上端の部分の厚さを除いた長さが四センチメートル以下であること。
- 二 積載荷重によって、安全上の支障となる損傷が生じない平板状の鋼板その他これに類するものを出入口の床先とかごの床先の間設けるものであること。

第二 令第二百二十九条の八第二項第二号の規定を適用しないことにつき安全上支障のない一定のエレベーターの構造方法は、次に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かがよ内の人々が操作できない位置に操作盤（かがよ及び昇降路の出入口の戸を開く装置を除く。）を設置するものであること。
- 二 かがよが停止していない階からかがよを操作できないものであること。
- 三 かがよが停止している階のかがよ及び昇降路の戸が閉じていなければ昇降の操作ができないものであること。
- 四 かがよ内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかがよ内の見やすい場所及び昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所に掲示すること。

第三 令第二百二十九条の十第三項第一号の規定を適用しないことにつき安全上支障のない一定のエレベーターの構造方法は、次に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かがよ内の人々が操作できない位置に操作盤（かがよ及び昇降路の出入口の戸を開く装置を除く。）を設置するものであること。
- 二 かがよ内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかがよ内の見やすい場所及び昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所に掲示すること。

第四 令第二百二十九条の十第三項第二号及び第三号の規定を適用しないことにつき安全上支障のない一定のエレベーターの構造方法は、次に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内の人が操作できない位置に操作盤（かご及び昇降路の出入口の戸を開く装置を除く。）を設置すること。
- 二 かご内に人が乗り昇降できないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所及び昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所に掲示すること。